**保育所感染症（第2、３種・その他）の診断書及び出席停止期間の確認書**

保育所名　　小熊保育園

組　氏名

１　上記の物について、次の病気（〇印）と診断しました。

２　上記の物について、次の病気により令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　　(　　　　　日間)　出席停止したことを認めます。

出席停止になりうる感染症(第２種と第３種)と出席停止の期間の基準(学校保健安全法施行規則　第１８条　第１９条)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 〇印 | 病名 | 出席停止の基準（但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない） |
| 第２種 |  | インフルエンザ（　　　　型） | 発症後５日、かつ解熱後３日が経過するまで |
|  | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
|  | 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
|  | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
|  | 風しん | 発疹が消失するまで |
|  | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
|  | 咽頭結膜熱(プール熱)（アデノウィルス感染症） | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
|  | 結核 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
|  | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 第３種 |  | コレラ,細菌性赤痢,腸チフス,パラチフス | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症（O１５７など） | 主な症状が消失し医師が登園可能と認めるまで |
|  | 流行性角結膜炎 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
|  | 急性出血性結膜炎 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| その他の感染症(条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの) |
|  | 溶連菌感染症 | 適切な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良ければ登園可能　 |
|  | 手足口病 | 発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能 |
|  | 伝染性紅斑 | 発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登園可能 |
|  | その他の感染症(　　　　　　　　　　　　　　) | 症状が改善し、全身状態の良くなるまで |

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナを言います。「通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・伝染性軟属腫（水いぼ）

伝染性膿痂疹（とびひ）

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医 師 名 印